H28 年 1/1 以後発行の少人数私募債利子、総合課税の対象に

少人数私募債を利用した節税策が、平成25年度税制改正により制限されます。

平成 28 年 1 月 1 日以後に同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となった「株主その他一定の者」が支払を受けるものは、総合課税の対象とされました。 平成 27 年 12 月 31 日以前に発行した少人数私募債については、平成 28 年 1 月 1 日以降に支払を受ける利子でも、従前どおりの税率 20.315%で申告分離課税となります。

【株主その他一定の者の範囲】

- (1) 法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主(以下、「特定個人」という)
- (2) 特定個人の親族
- (3) 特定個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻間関係と同様の事情にある者
- (4) 特定個人の使用人
- (5)(2)~(4)以外の者で、特定個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持 しているもの
- (6)(3)~(5)に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

【少人数私募債を利用した節税策】

通常、会社が社長等の個人から借り入れた<u>借入金に対して支払う金利は、</u>受取個人側で 雑所得として、総合課税(他の所得と合算して課税)となります。

しかし、会社が発行した少人数私募債を社長が購入した場合、「社債の利子」は分離課税で 20.315%の税率で課税(源泉徴収)され完結します。したがって、社長の給与所得が高額であればあるほど、その総合課税の税率(最高 55.945%)と分離課税(20.315%)の差が節税となります。

【現在発行済みのもの及び平成27年12月31日までに発行されるものについて】

平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された少人数私募債は、特定公社債として、措法 37 条 11 第二項第十四号に規定されており、平成 28 年 1 月 1 日以降に支払を受ける利子については、所法 8 条 4 第一項第五号により上場株式等の配当とともに、税率 20.315%の課税となります。

「少人数私募債」についてはこちらを参照してください。(吉井財務研究所 金融部)

http://www.yoshiizaimu.co.jp/talk/kinyu/h220513/h220513.shtml